その契約、ちょっと待った！

悪質な訪問販売や電話勧誘・ニセ電話詐欺など、さまざまな相談が全国的な問題になっています。本市の消費生活相談窓口にも多くの相談が寄せられており、その数は令和３年度には219件に上りました。

あなたに「もしも」が起こったとき、大切なことは、１人で悩まず、すぐに相談することです。また、あなたの身近な人が悩んでいる場合も、消費生活相談窓口を紹介してください。専門の相談員が問題解決に向けて一緒にお手伝いします。

- ▶訪問してきた業者に急かされて契約してしまった。
- ▶簡単に稼げるという副業に誘われた。
- ▶１回限りと思っていたのに、定期購入だった。
- ▶子どもがスマホのゲームで課金して高額な請求を受けた。

こんな相談が寄せられています

CASE1

スマホで「お試し１回限り５００円」という広告をみてダイエットサプリを購入した。表示してある割引クーポンを使ったら定期購入になっていた。解約しようと電話をするが、繋（つな）がらない。

予防策

通信販売では、クーリング・オフはありません。商品を注文するときは「初回価格」「お試し価格」が定期購入の条件になっていないかを、通信販売の広告表示や、申し込みの最終画面で必ず確認してください。そして、申し込み最終画面を印刷するかスクリーンショットの保存をしておきましょう。また、解約できるかどうかや、解約方法なども確認しておきましょう。

CASE2

大手通信会社を名乗る業者から「今より電話料金が安くなる」と電話で勧誘があった。キャッシュバックキャンペーンもあり、電話代が安くなるならと契約したが、電話代が安くなるどころか高くなり、キャッシュバックも受けていない。

予防策

契約書面受領日から８日以内であれば、初期契約解除制度により契約を解除することができますが、事務手数料や工事費、すでに利用したサービス料は支払うことが必要です。

電話料金のほかにオプション料金がかかっていることもあります。電話で勧誘されてもすぐに契約せず、サービス内容をよく確認しましょう。

こんなとき、消費生活相談窓口に相談してください

悪質商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブルを専門の相談員が解決のためのお手伝いをします。１人で悩まず気軽に相談してください。

●田川市消費生活相談窓口（市役所１階17番窓口）　☎85-7127

相談日　平日８時30分～16時30分

※予約は不要ですが、相談対応中でお待たせする場合があります。
事前に電話連絡があれば、すぐに案内できます。

失業、不安定な収入、借金などの経済的な困りごとや、生活上のさまざまな悩みを抱えている人を対象に、生活の安定を目指すための相談・支援を行っています。１人で悩まずに、まずは相談をしてください。

●生活に関する相談　市民ふれあい支援センター　☎85-7128

（生活の不安、家庭での問題（ニート・引きこもりなど）、仕事に関する相談、住居確保給付金など）

●生活保護に関する相談　生活支援課（面接相談室）　☎85-7125